

■ 4条1項11号

不服 2023-014247

<本願商標>

「SUSMO」（標準文字）

第9類「盗難警報器，測定機械器具，電気通信機械器具，電気通信機械器具の部品及び附属品，携帯情報端末，電子応用機械器具及びその部品，ワイヤレス充電器，電子計算機用プログラム，電子支払代金決済処理用機器」

第35類「測定機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，電気通信機械器具並びに電子応用機械器具及びその部品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：「S u S u M o」（標準文字）

第9類「測定機械器具，電気通信機械器具，超音波流量計，その他の電子応用機械器具及びその部品，火災報知機，ガス漏れ警報器，盗難警報器」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、「SUSMO」の欧文字を標準文字で表してなるところ、この文字は、辞書等に載録されていないものであって、特定の意味合いを認識させるものではない。

ところで、このように特定の意味合いを有しない欧文字については、我が国で親しまれた英語又はローマ字の発音方法に倣って称呼するのが自然であるところ、例えば、我が国において一般に親しまれている英語「s u s p e c t」を「サスペクト」、「s u s p e n d」を「サスペンド」、「s u s t a i n a b l e」を「サステイナブル」と発音

するのに倣って、本願商標の構成中、語頭の「SUS」の文字は、「サス」と称呼されるのが相当であり、これより、本願商標からは「サスモ」の称呼が生じ、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、「SuSuMo」の欧文字を標準文字で表してなるところ、この文字は、辞書等に載録されていないものであって、特定の意味合いを認識させるものではない。

そして、前記(1)のとおり、このように特定の意味合いを有しない欧文字については、我が国で親しまれた英語又はローマ字の発音方法に倣って称呼するのが自然であるところ、引用商標からは、その構成文字に相応して、「ススモ」の称呼が生じ、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標を比較するに、外観においては、本願商標と引用商標とは、引用商標の構成中、4文字目の「u」の欧文字の有無、及び、一部の構成文字における、大文字と小文字の差異を有しており、それぞれ5文字と6文字という、比較的短い構成からなる両商標において、かかる差異が、外観全体に及ぼす影響は、決して小さいものとはいえないから、両商標は、外観上、明確に区別できるものである。

また、称呼においては、本願商標から生じる「サスモ」の称呼と、引用商標から生じる「ススモ」の称呼は、語頭において、「サ」と「ス」の音の差異を有するところ、ともに3音という極めて短い音構成の両称呼において、それぞれを一連に称呼するとき、前記差異音が称呼全体に及ぼす影響は、決して小さいものとはいえず、両称呼をそれぞれ一連に称呼するときは、全体の語調、語感が相違したものとなり、称呼上、互いに聞き誤るおそれはないものである。

そして、観念においては、いずれの商標からも特定の観念を生じないため、比較できない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、観念において比較できないとしても、外観において明確に区別でき、称呼において互いに聞き誤るおそれはないものであるから、これらを総合して判断すれば、本願商標と引用商標は、相紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、その指定商品及び指定役務中に、引用商標に係る指定商品と同一又は類似の商品及び役務を含むとしても、引用商標と類似する商標ではないから、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が、商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**SUSMO**」と引用商標「**SuSuMo**」は、観念において比較できないとしても、外観において明確に区別でき、称呼において互いに聞き誤るおそれはないものであるから、これらを総合して判断すれば、本願商標と引用商標は、相紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当である、とされました。

本願商標と引用商標は、構成文字における大文字と小文字の違いはあるものの、基本的な構成としては、四文字目の「u」の有無の差異しかないとと言えます。おそらく原審査では、この点も踏まえつつ、本願商標「**SUSMO**」からは「ススモ」の称呼が生じるとした上で、同様に「ススモ」の称呼が生じる引用商標「**SuSuMo**」とは類似であるとの判断がなされたものと思われます。

一方、本審決では、本願商標「**SUSMO**」からは「ススモ」の称呼は生じず、「サスモ」の称呼が生じるとして、最終的に両商標は非類似であると判断された次第です。

個人的には、本願商標「**SUSMO**」から「ススモ」の称呼が生じないとした点については、疑問です。一般的な日本国内の需要者や取引者が、初見で「**SUSMO**」に接した際に、はたして「**suspect**」や「**suspend**」等の英単語を即座に連想し、これを「サスモ」の読みで認識できるものでしょうか。

なお、称呼が問題になったわけではありませんが、商標の要部である「**KAGURA**」と商標「**KAGRA**」の類否が争われた事件（不服2022-019822）があります。両商標の構成上の違いが4文字目の「U」の有無という点で、本事件にケースとして似ていますが、審決では以下のように、両商標は類似すると判断されています。

（※以下、本願商標の要部というのが「**KAGURA**」、引用商標3というのが「**KAGRA**」となります。傍線は筆者によります。）

本願商標と引用商標3とを比較すると、両商標は、構成全体を見た場合、外観において相違するが、本願商標の要部である「KAGURA」の欧文字と引用商標3の「KAGRA」の欧文字とを比較すると、書体の違いはあるものの、「KAG」及び「RA」の5文字を共通にし、中間に位置する「U」の欧文字の有無のみが相違するにとどまるものであるから、外観上、類似する。

また、本願商標の要部である「KAGURA」の欧文字に相応して生じる「カグラ」の称呼と、引用商標3の「KAGRA」の欧文字に相応して生じる「カグラ」の称呼とは同一である。

そうすると、本願商標と引用商標3は、いずれも特定の観念は生じないことから、観念において比較できないとしても、外観において類似し、「カグラ」の称呼を共通にすることから、これらは、相紛れるおそれのある類似の商標と判断するのが相当である。

この事件では、本事件と異なり、両商標は外観上も類似するとされている点が興味深いと言えます。もし、本事件の引用商標の構成が、「SuSuMo」ではなく全て大文字の「SUSUMO」であったなら、異なる判断がなされた可能性はあったのでしょうか。

いずれにしても、本審決で特に注意が必要なのは、両商標にこの程度の違いしかなくても、「非類似」だと判断されている点でしょう。

これまでも何度も述べているように、商標の類似範囲があまりに狭く判断されるのであれば、事業者にとっては商標登録をするメリットがかなり限定的になりますし、他者によるマネやフリーライドから適切に自身の商標を保護することも難しくなってしまうように思います。特許庁としては、商標登録ができる商標を増やすという政策的な意図もあるのかもしれませんが、長い目で見ると、かえって事業者が商標登録というものに意義を見出せなくなるのではないかと、個人的には懸念しています。

(弁理士 永露 祥生)

< 2024年3月12日 >